

社会福祉法人老後を幸せにする会定款

第一章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 特別養護老人ホームの経営
 - (イ) 軽費老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 老人短期入所事業の経営
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ウ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (エ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - (オ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人老後を幸せにする会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都世田谷区等々力5丁目19番10号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人には評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。
- 4 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 5 評議員選任・解任委員会の運営に関し必要な事項は、この定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

(評議員の資格)

第6条の2 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員の候補者の合計数が第16条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会の運営)

第15条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第17条の2 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬等は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に基づき、評議員会において定める。

(役員責任軽減)

第23条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、理事(理事長、常務理事及び職員である理事を除く。)、監事との間で、前項の賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額とする。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第25条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第30条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 建物

- (ア) 一棟の建物の表示

所在 世田谷区等々力5丁目31番地10、31番地3、31番地5、

構造 鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鉄骨造陸屋根
地下1階付き2階建

家屋番号 31番10

種類 老人ホーム

床面積 延1,277.85㎡
(特別養護老人ホームさつき荘)

(イ) 一棟の建物の表示

所在 世田谷区等々力5丁目31番地7、31番地3、31番地6

構造 木造瓦葺2階建

家屋番号 31番7

種類 居宅

床面積 延105.14㎡
(特別養護老人ホームさつき荘)

(ウ) 一棟の建物の表示

所在 世田谷区等々力5丁目31番地7、31番地6

構造 木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建

家屋番号 31番7の2

種類 倉庫

床面積 113.02㎡

(エ) 一棟の建物の表示

所在 世田谷区奥沢7丁目321番地

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建

床面積 延4,714.64㎡

専有部分の表示

家屋番号 奥沢7丁目321番の43

建物の名称 211

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 2階部分 77.38㎡

(玉川居宅介護支援事業所・老人居宅介護等事業等々力ホーム
ヘルプサービス)

(オ) 一棟の建物の表示

所在 世田谷区等々力1丁目65番地1、65番地2

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

家屋番号 65番1

種類 老人ホーム

床面積 延2,607.43㎡

附属建物の表示

種類 ゴミ置場

構造 鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺平家建
床面積 12.07㎡
(特別養護老人ホーム等々力共愛ホームズ)

(カ) 一棟の建物の表示

所在 世田谷区奥沢7丁目10番地3
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
家屋番号 10番3の4
種類 老人ホーム
床面積 延625.07平方メートル
(グループホーム奥沢・共愛)

(キ) 一棟の建物の表示

所在 世田谷区深沢1丁目29番地4
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き3階建
家屋番号 29番4
種類 老人ホーム
床面積 延5144.89㎡
(特別養護老人ホーム深沢共愛ホームズ)

(2) 土地

(ア) 東京都世田谷区等々力5丁目31番8所在の特別養護老人ホームさつき
荘敷地

1筆 (450.77㎡)

(イ) 東京都世田谷区等々力5丁目31番10所在の特別養護老人ホームさつき
荘敷地

1筆 (326.68㎡)

(ウ) 東京都世田谷区等々力5丁目31番3所在の特別養護老人ホームさつき
荘敷地

1筆 (183.55㎡)

(エ) 東京都世田谷区等々力5丁目31番5所在の特別養護老人ホームさつき
荘敷地

1筆 (197.22㎡)

(オ) 東京都世田谷区等々力5丁目31番6所在の特別養護老人ホームさつき
荘敷地

1筆 (78.18㎡)

(カ) 東京都世田谷区等々力5丁目31番7所在の特別養護老人ホームさつき
荘敷地

1筆 (196.16㎡)

(キ) 東京都世田谷区奥沢7丁目321番所在の玉川居宅介護支援事業所・老
人居宅介護等事業等々力ホームヘルプサービス敷地

1筆 (2,359.86㎡のうち持分1万分の191)

(ク) 東京都世田谷区等々力1丁目65番1所在の特別養護老人ホーム等々力

共愛ホームズ敷地

1筆 (3,018.18㎡)

(ケ) 東京都世田谷区等々力1丁目65番2所在の特別養護老人ホーム等々力

共愛ホームズ敷地

1筆 (310.74㎡)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、世田谷区長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、世田谷区長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センターの経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、世田谷区長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を世田谷区長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人老後を幸せにする会の掲示場に掲示するとともに、官報若しくは新聞への掲載、又は電子公告により行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款にもとづき役員を選任を行うものとする。

| | |
|-----|---------|
| 理事長 | 蓑 茂 上 |
| 理 事 | 上 野 五 月 |
| 理 事 | 沼 尾 甲 三 |
| 理 事 | 新 井 隆 彦 |
| 理 事 | 上 野 毅 |
| 理 事 | 渡 辺 与 一 |
| 監 事 | 小 田 泰 正 |
| 監 事 | 田 中 吾 郎 |

2 平成10年4月24日付定款変更申請に係る理事の定数増に伴い選任される理事の任期は、定款第10条の規定にかかわらず、平成12年3月25日までとする。

3 平成14年8月29日付定款変更認可申請に係る評議員会新設に伴い、選任される評議員の任期は、定款第18条の規定にかかわらず、平成16年3月25日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、昭和51年2月19日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、昭和52年4月22日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、昭和52年7月4日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、昭和53年9月11日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、昭和59年8月17日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、昭和62年5月25日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成4年3月30日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成6年7月4日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成8年10月3日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成9年7月2日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成10年6月1日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成11年11月29日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成12年9月4日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成14年10月1日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成15年5月2日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成17年6月29日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成18年8月23日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成19年3月6日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成22年12月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成29年7月10日から施行する。